

## 固定資産評価証明書(登記用)の無料 交付の廃止に関するお知らせ

町田市と東京法務局町田出張所との間において、地方税法第382条及び同法第422条の3の規定に基づく通知が電子化されたことに伴い、固定資産評価証明書交付依頼書による無料交付の取扱いは令和7年3月31日をもって廃止することとなりました。

令和7年4月1日以降における所有権移転登記等の申請に係る登録免許税の課税標準(不動産の価格)につきましては、町田市が発行する有料の固定資産評価証明書又は名寄帳の写し、納税通知書に添付されています固定資産税課税明細書により確認していただくこととなります。

なお、公衆用道路などの評価額がない土地、年度途中で地目が変わった土地などにつきましては、町田市において有料の固定資産評価証明書の取得方法を教示しますので、町田市財務部市民税課諸税証明係(電話 042-724-2874)宛てお問い合わせください。

所有権移転登記等を申請される際には、これまでと同様に町田市が発行します有料の固定資産評価証明書、名寄帳の写し、納税通知書に添付されています固定資産課税明細書のいずれか一つのコピーを登記申請書に添付していただきますよう、ご理解とご協力をお願いします。

ご不明な点は、東京法務局町田出張所(電話 042-722-2414・代表)までお問い合わせください。

令和6年12月2日

東京法務局町田出張所